

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法に基づく保育所入所に関すること ・子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」に関すること ・子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付」に関すること ①申請に基づき幼児教育・保育施設への入退所及び幼児教育・保育認定、幼児教育・保育の無償化の認定を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾(不承諾)通知 5. 認定通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料又は副食費を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 副食費免除決定通知 6. 口座振替依頼(納付書作成) 7. 振替(納付)結果消込 8. 口座支払 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計 2. 運営費集計 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第9項及び第127項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 番号利用法第19条第8号 別表 第9項及び第127項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項及び第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市 福祉部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 保育課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。子ども子育て支援に関する事務では、上記のほか、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスは発生するリスクへの対策は十分であると考え。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムへのアクセスは、権限を有する職員の静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員は、年度ごとに名簿を作成し管理している。アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市市長公室子ども局子ども入園課	古河市 福祉部 保育課		
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市子ども部子育て対策課	古河市市長公室子ども局子ども入園課		
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て対策課長 田沢 道則	子ども入園課長 落合 昇平		
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市子ども部子育て対策課	古河市市長公室子ども局子ども入園課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市市長公室子ども局子ども入園課	古河市健康福祉部子ども福祉課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども入園課長 落合 昇平	子ども福祉課長 尾花 仁		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市市長公室子ども局子ども入園課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-	古河市健康福祉部子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
平成29年4月1日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年4月1日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年1月19日	評価書名	保育所における保育の実施等	子ども子育て支援		
平成30年1月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	保育所における保育の実施等	子ども子育て支援		
平成30年1月19日	公表日	2017/4/1	2018/3/1		
平成30年1月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議		
平成30年1月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ		
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議	・児童福祉法に基づく保育所入所に関すること ・子ども、子育て支援法に基づく「子どものため		
令和1年6月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ	保育認定システム、保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電		
令和1年6月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項		
令和1年6月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項		
令和1年6月28日	正しい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満		
令和1年6月28日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年5月1日 時点		
令和1年6月28日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年5月1日 時点		
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	2018/3/1	2019/6/28		
令和2年6月30日	公表日	2019/6/28	2020/6/30		
令和2年6月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム	保育認定システム、保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ		
令和2年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項		
令和2年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び第116項	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び		
令和2年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市 健康福祉部 子ども福祉課長	古河市 福祉部 子ども福祉課長		
令和2年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市 健康福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
令和2年6月30日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和2年6月30日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成31年5月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和3年9月10日	公表日	令和2年6月30日	令和3年9月10日		
令和3年9月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 第13項及び	【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項及び	事後	
令和3年9月10日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイ	事後	
令和5年5月16日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第8項及び第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令 第8条第7号及び第68条1号から10号	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第9項及び第127項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第68条	事後	
令和7年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第13項及び第116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3及び第59条の2	【照会】 番号利用法第19条第8号 別表 第9項及び第127項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項及び第155項	事後	
令和7年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市 福祉部 子ども福祉課	古河市 福祉部 保育課	事後	
令和7年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	子ども福祉課長	保育課長	事後	
令和7年3月31日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 福祉部 保育課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	事後	
令和7年3月31日	正しい値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	正しい値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IVリスク対策	—	十分である		様式の変更に伴う新規項目
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である		様式の変更に伴う新規項目